

議案第 32 号

前橋市道路構造条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路構造条例の一部を改正する条例

前橋市道路構造条例（平成 25 年前橋市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自動運行補助施設

第 43 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、前橋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年前橋市条例第 5 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。